

令和8年6月1日 都市局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「ポートアイランド・リボーンプロジェクト シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）」の適正な使用を確保し、シンボルマークが積極的に使用されることで、「ポートアイランド・リボーンプロジェクト（以下、「当事業」という。）」の普及を推進することを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、別表1に定めるものとする。

(使用)

第3条 シンボルマークは、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する場合を除き、当事業の取り組みの趣旨に賛同するすべての個人・企業・団体等が使用できるものとする。

- (1) 神戸市及び当事業の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 専ら営利を目的として、シンボルマーク自体の価値を利用し利益を得る場合
- (6) 市が、「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第6条1項に基づき、必要な措置を講じるべきと判断したとき
- (7) 会員その他特定の者に限定された事業又は活動であって、本事業の趣旨に照らし適当でないと市が認めるとき
- (8) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると市が認めるとき

(使用の手続き)

第4条 シンボルマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、事前に「シンボルマーク使用申請書」（様式第1号）（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入し、必要な資料を添付して市に提出しなければならない。

- 2 市は、前項の申請があった場合において、市が不適當と認めたときはシンボルマークの使用を認めないことができる。
- 3 報道関係機関が報道目的で使用する場合には、第1項の手続きを省略することができる。

(使用期間)

第5条 シンボルマークの使用期間は、申請日から申請事業の終了後1年間とする。

- 2 申請した使用期間の終了日を超えて継続して使用を希望する場合は、前条第1項の申請書を市に提出するものとする。

(使用上の注意事項)

第6条 使用者は、シンボルマークを申請した内容の範囲内で使用し、無断で、デザイン・色・線幅・縦横比率の変更などデータの改変は行うことができない。

- 2 シンボルマークの色は、別表2の定めるところにより使用しなければならない。
- 3 シンボルマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が責任をもって対処するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。
- 4 市は使用者が本要綱を遵守せずに使用していることが判明した場合は、使用の停止や改善等必要な指示を行うことができる。

(使用の取消)

第7条 使用者が、次の各号にあたる場合、市はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。




- (1) 前条に定める事項を遵守しなかった場合
- (2) 第2条各号に該当する若しくは該当するおそれが認められた場合
- (3) 様式第1号の記載内容に事実と異なる内容が認められた場合
- (4) その他この要綱に違反した場合

- 2 市は、前項の取り消しを行った場合、使用物の回収・掲出停止等を求めることができる。

(その他)

第8条 本要綱に定めるものの他、シンボルマークの取り扱いについて判断しがたい事案が生じた場合は、市の指示に従うものとする。

別表1（第2条関係）

シンボルマーク①	
シンボルマーク②	
シンボルマーク③	

別表2（第6条関係）

カラー版（シンボルマーク①のみ）	C=100%、M=0%、Y=40%、K=0%
単色白版（シンボルマーク①②③共通）	C=0%、M=0%、Y=0%、K=0%
単色黒版（シンボルマーク①②③共通）	C=0%、M=0%、Y=0%、K=100%